

報告第10号

専決処分について報告の件（その1）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和6年11月26日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 45,631円
- 2 損害賠償の相手方 札幌市中央区大通西14丁目7番地
東日本電信電話株式会社 北海道事業部
設備部長 平川 亮一

令和6年10月11日 専決処分

説 明

令和6年8月26日午後1時30分頃、町道伏古一号線を西から東に砂利敷作業中、車両が道路上空の電線に接触し、破損させたものであります。

位置図



事故発生状況図

